北海道地域防災計画(原子力防災計画編)新旧対照表

〈案>

平成30年4月12日時点

現 行 修正案 修正事由 第1章 則 第1章 則 第1節~第3節(略) 第1節~第3節(略) 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下「原子 本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下「原子 力災害対策重点区域」という。) の範囲は、泊発電所を中心として、概ね半 力災害対策重点区域」という。) の範囲は、泊発電所を中心として、概ね半 径 5 キロメートル圏の予防的防護措置準備区域(PAZ: Precautionary 径 5 キロメートル圏の予防的防護措置準備区域(PAZ: Precautionary Action Zone) と、概ね半径 30 キロメートル圏の<mark>緊急時</mark>防護措置準備区域 Action Zone) と、概ね半径 30 キロメートル圏の緊急防護措置準備区域(U | 原子力災害対策 (UPZ: Urgent Protective action planning Zone) とする。 P Z: Urgent Protective action planning Zone) とする。 指針の改正 (略) 第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 |第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、 PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避す 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避す るため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が るため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が 原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応 原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応 じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、 じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、 事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外に 事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外に おいても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 おいても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措 また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措 置(屋内退避)を原則実施する。 置(屋内退避)を原則実施する。 ・情報収集事態(泊村(立地村)で震度5弱又は震度5強の地震が発生 ・情報収集事態(泊村(所在村)で震度5弱又は震度5強の地震が発生 表現の適正化 した事態(ただし、後志管内において震度6弱以上の地震が発生した した事態(ただし、治村において震度6弱以上の地震が発生した場合 原子力災害対策 場合は警戒事態となる。)をいう。以下同じ。) は警戒事態となる。)をいう。以下同じ。) 指針の改正 • 警戒事態 警戒事態 • 施設敷地緊急事態 · 施設敷地緊急事態 • 全面緊急事態 • 全面緊急事態 (略) (略) 第6節(略) 第6節(略) 第7節 第7節 $1 \sim 7$ (略) $1 \sim 7$ (略) 8 指定公共機関 8 指定公共機関 機関名 事務又は業務 連絡の窓口 事務又は業務 連絡の窓口 機関名 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 組織改編 国立研究開発法人量子 放射線医学総合研究所 国立研究開発法人量子 放射線緊急時支援セン (略) (略) 科学技術研究開発機構 ター業務調整室 科学技術研究開発機構 企画部企画課

現行				修正案		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
9~11(略)			9~11(略)			
第2章 原子力災害事前対策			第2章 原子力等	災害事前対策		
第1節(略)			第1節(略)			
き入発も 設る とこれ という との と で と で と で と で で と で で と で で と で で と で で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と で	施等 一寸(立地村)は、原災法第 一寸(立地村)は、原災法第 において、原子力原業事力により、原子力により、原子力により。 一京子力保安検査官守状の現等 一段大力のでは、一次では、一次では、事故の状況をといれる。 「は、事故の状況をといった。」 「は、事故の状況をときでいる。」 「は、事故の状況をときでいる。」 「は、事故の状況をときでいる。」 「は、事故の状況である。」 「は、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない、事ない	5.31 条及び第 32 条の規定に基づら報告の徴収及び適時適切なごと者が行う原子力災害の予防(再かれていることについて確認すると配置し、泊発電所の運転状況、これが、過去の最大値を超えばにおいて、過去の最大値を超えずにおいて、過去の最大値を超えずにおいて、過去の最大値を超えずにおいられる場合又は原子力も関関、環境放射線モニタリング時間である。 「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	を	施等 (所在村) は、原災法 において、原子力事業者 ることにより、原子力事子力に ることによりが適切に行 原子力運転検査官状況 原子力運転検査官状況 原子力運転検査に 原子力運転検査的 原子力運転検査的 原子力運転検査を で場別 では、 の協定などによっと の協定などに には、 の協定などに には、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	生第 31 条及び第 32 条の規定者から報告の徴収及び適時適時から報告の徴収及び適時の手業者が行う原子力災害ででいることについることについる。 油発電 大変 でいると認者がでいる。 過去の最大にのよりでは認め者がでいる。 最大はに災害がある。 といるといるの異常のではいるとのようないののという。 はいいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいい はいい はいい	i切な立 防(再 認する 派状況、 行わせ 原子力規制庁 織細則の改正 び表現の適正化 で表現の適正化 で表現の適正化 原子力規制庁 ので表現の適正化 で表現の適正化 で表現の適正化 ので表現の適正化 ので表現の適正化 のである。 のでも のである。 のでも のでも のでも のでも のでも のでも のと。 のと。 のと のと のと
	事業者は平常時から原子力 本制を整備するものとする	」施設における火災等に対処する ・。		」事業者は平常時から原子 5体制を整備するものとす	子力施設における火災等に対 ける。	処する
6~10(略) 第3節 避難収容符 1 避難等に関する (1)関係町村は、 切な行動の在り 定めておくもの 参照。)なお、、 の協力のもと、	舌動体制の整備 る計画の作成 、住民等の防護対策を実施 呆と混乱の防止を図るため ひとする。(第2章第8節2	でするに当たっては、住民等ので の、次の区域における避難計画を 2「社会的環境に関する資料」を 防災関係機関及び原子力事業者	6~10(略) 第3節 避難収容 1 避難等に関す (1)関係町村は 切な行動の確 定めておくも 参照。)なお、 の協力のもと	活動体制の整備 る計画の作成 、住民等の防護対策を 保と混乱の防止を図るだ のとする。(第2章第87 道は関係町村に対し、	実施するに当たっては、住民 ため、次の区域における避難 節2「社会的環境に関する資 国、防災関係機関及び原子力 いて支援するものとする。	計画を

放射性物質の環境への放出前の段階から、EALに応じて迅速な避難

を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地

緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難

放射性物質の環境への放出前の段階から、EALに応じて迅速な避難

を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地

緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難

現 行	修正案	修正事由
の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)及び安定ョウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、PAZ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。 イ 緊急時防護措置準備区域:UPZ OILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。 ウ(略) (2)関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあら	の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)及び安定ョウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、PAZ内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。 イ 緊急防護措置準備区域:UPZ OILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。 ウ(略) (2)関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあら	表現の適正化表現の適正化
かじめ把握し、又は定めておくものとする。 (ア)人口 (イ)地区の連絡責任者 (ウ)バス避難集合場所 (所在地) (エ)避難所(所在地) (オ)避難方法及び避難経路 (カ)コンクリート施設(名称、所在地、収容可能人員数) (キ)自家用自動車(船舶)数 (ク)移送を要する推定人員 (ケ)その他必要事項 (3)(略) 2~6(略)	かじめ把握し、又は定めておくものとする。 (ア)人口 (イ)地区の連絡責任者 (ウ)バス集合場所(所在地) (エ)避難所(所在地) (オ)避難方法及び避難経路 (カ)コンクリート施設(名称、所在地、収容可能人員数) (キ)自家用自動車(船舶)数 (ク)移送を要する推定人員 (ケ)その他必要事項 (3)(略) 2~6(略)	泊地域の緊急時 対応との表現の 整合
第4節(略)	第4節(略)	
第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、地方放射線モニタリング対策官 やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニ タリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、 道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニ タリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の 整備を行うものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機 関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセ ンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされて いる。 1~2(略)	第5節 緊急時モニタリング体制の整備 道は、原子力災害対策指針等に基づき、上席放射線防災専門官やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。 なお、国は、施設敷地緊急事態発生の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。 1~2 (略)	会組織規則の改
第6節~第12節(略)	第6節~第12節(略)	
第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	

現 行	修正案	修正事由
第1節 1~2(略) 3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (1)(略) (2)国の通報連絡 ア(略) イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 (3)~(5)(略) 4~5(略) 第2節 応急活動体制	第1節 1~2(略) 3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡 (1)(略) (2)国の通報連絡 ア(略) イ 原子力運転検査官等現地に派遣された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力運転検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。 (3)~(5)(略) 4~5(略) 第2節 だ急活動体制	織細則の改正及 び表現の適正化 原子力規制庁組
1~2(略) 3 第2非常配備(原子力災害警戒本部の設置) (1)~(2)(略) (3)関係町村の活動体制 PAZを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急 対策に対応する 屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動 体制を整えるものとする。 (4)(略) 4 第3非常配備(災害対策本部の設置) (1)~(5)(略) (6)関係町村の活動体制 関係町村長(PAZを有する自治体を除く。)は、施設敷地緊急事態が	1~2(略) 3 第2非常配備(原子力災害警戒本部の設置) (1)~(2)(略) (3)関係町村の活動体制 PAZを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急 対策に対応する 屋内退避所やバス集合場所の確認、開設準備等必要な 活動体制を整えるものとする。 (4)(略) 4 第3非常配備(災害対策本部の設置) (1)~(5)(略) (6)関係町村の活動体制 関係町村長(PAZを有する自治体を除く。)は、施設敷地緊急事態が	泊地域の緊急時 対応との表現の 整合
発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 (7)~(10)(略) 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1(略) 2 道の行う広報及び指示伝達 (1)道は、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考となる気象情報等)、農林畜水産物の放射性物質調	発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所やバス集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。 (7)~(10)(略) 第3節 住民等に対する広報及び指示伝達 1(略) 2 道の行う広報及び指示伝達 (1)道は、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考となる気象情報等)、農林畜水産物の放射性物質調	泊地域の緊急時 対応との表現の 整合
本の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 (2)~(8)(略) 3~5(略)	本の結果及び出荷制限等の状況、道が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 (2)~(8)(略) 3~5(略)	表現の適正化

行 現 修正案 修正事由 第4節(略) 第4節(略) 第5節 防護対策 第5節 防護対策 道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施する 道は、地域住民の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施する ものとする。 ものとする。 1 防護対策の実施 1 防護対策の実施 (1) 防護措置の考え方 (1) 防護措置の考え方 道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急 道は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、緊急 事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。 事態の区分等に応じ、屋内退避や避難等の防護措置を実施する。 ア 警戒事態における措置等 ア 警戒事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請するとともに、この避難先 となる市町村に対し、受入準備を要請する。 となる市町村に対し、受入準備を要請する。 (イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行う (イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行う とともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依 とともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受入れの準備を依 頼する。 頼する。 また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル また、避難先となる市町村に避難所責任者を派遣し、旅館又はホテル 等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。 等施設管理者と受入体制に関する調整を図る。 イ 施設敷地緊急事態における措置等 イ 施設敷地緊急事態における措置等 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、 (ア) 道は、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の関係町村に対し、 施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請する 施設敷地緊急事態要避難者の避難開始及び住民の避難準備を要請する とともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。 とともに、この避難先となる市町村に対し、避難受入を要請する。 また、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。 また、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避準備を要請する。 (イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開 (イ) PAZ内の関係町村は、施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難の開 始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難 始を指示するとともに、あらかじめ指定された旅館又はホテル等に避難 受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。 受入を要請するほか、住民の避難準備を行う。 (ウ) UPZ内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控える (ウ) UPZ内の関係町村は、住民に対し、帰宅や不要不急の外出を控える ことを要請するなど、屋内退避の準備を行う。 ことを要請するなど、屋内退避の準備を行う。 (エ) 道及び関係町村は、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞 (エ) 道及び関係町村は、UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞 在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するよう呼びかけるものとする。 在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するよう呼びかけるものとする。 この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を|原子力防災訓練 行うなどの配慮を行う。 を踏まえた修正 ウ~エ (略) ウ~エ (略) オ UPZ外の措置等 オ UPZ外の措置等 (ア) 道は、UPZ外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適 (ア) 道は、UPZ外の市町村に対しても、警戒事態の発生段階から、適 切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要 切に情報提供を行うとともに、全面緊急事態に至った場合には、必要 に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。 に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。 また、大規模な放射性物質の放出の恐れがあり、国からUPZ外の また、大規模な放射性物質の放出のおそれがあり、国からUPZ外 表現の適正化 の住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指 住民においても放射性物質による影響を回避するため屋内退避の指示

(2) 避難等の指示

(イ)~(ウ)(略)

を連絡するものとする。

示があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、屋内退避の指示

があった場合には、UPZ外の該当市町村に対し、屋内退避の指示を

連絡するものとする。

(イ)~(ウ)(略)

(2) 避難等の指示

行 修正案 修正事由 ア~ウ(略) エ 知事は、避難等の実施に当たり、周囲の状況等により、避難等のため エ 知事は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに屋 の立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、関係町村とともに 屋内退避の検討を行う。 内退避の検討を行う。 ただし、地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害 ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した 原子力防災訓練 による差し迫った危険がある場合には、住民の生命の安全確保を優先し 場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合 を踏まえた修正 て対応するものとする。 等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動より 及び防災基本計 も優先させるものとする。 画の修正 (3)(略) (3)(略) (4) 屋内退避の指示 (4) 屋内退避の指示 ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村 ア 知事は、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村 長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジ 長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジ オ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して オ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して 防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。 防護対策区域内の住民等に周知させるものとする。 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必 なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、屋内退避に必 要な事項を指示するものとする。 要な事項を指示するものとする。 (ア) 事故の概要 (ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避を行う防護対策区域 (エ) 屋内退避を行う防護対策区域 (オ) その他の必要な事項 (オ) その他の必要な事項 イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域 イ 関係町村長は、前項の屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域 内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。 内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。 ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合に ウ 関係町村長は、地震等により、家屋における屋内退避が困難な場合に は、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避 は、当該町村内の避難所等で屋内退避させるものとし、当該町村内の避 難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用につい 難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用につい て、首に調整を要請する。 て、道に調整を要請する。 エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村 エ 知事は、関係町村長からウの要請があった場合には、隣接する市町村 と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難 と調整し、避難所等を確保するものとし、近隣の避難所等の利用が困難 な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定 な場合には、地震等による影響がない避難所等を、UPZ内外を含め選定 するものとする。 するものとする。 オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場 オ 知事及び関係町村長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場 合には、避難の実施を検討するものとする。 合には、避難の実施を検討するものとする。 (新設) カ 関係町村長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場 防災基本計画の 合には、人命最優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の修正 指示を行うことができるものとする。 $(5) \sim (7)$ (略) $(5) \sim (7)$ (略) 4~12(略) $4 \sim 12$ (略) 第6節 原子力災害医療活動 第6節 原子力災害医療活動

2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制

1 (略)

1 (略)

2 避難住民等に対し原子力災害医療活動を実施する場合の体制

現 行 (1)医療班の設置		
	修正案	修正争田
知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び救護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びその恐れがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。(2)~(3)(略)3原子力災害医療活動等の実施(1)(略)(2)避難住民等に対する医療活動の実施内容ア~ウ(略) エ避難退域時検査の実施医療チームは、OILに基づく避難等の指示を受けた住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)に対して、避難経路上の指定する場所で避難退域時検査を行うものとする。自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果がOIL4以下でない場合は、乗員の全人で大きなの情では、乗員の検査を行い、この結果がOIL4以下でない場合は、乗員の全人に対して、検査を行う。オ簡易除染の方法検査の結果、OIL4以下でない住民、車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもOIL4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。 カ(略)(3)~(4)(略)第7節~第8節(略)第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策(1)~(5)(略)(6)道は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の空間放射線の測定や住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。第4章 原子力災害中長期対策	(1) 医療班の設置 知事は、第2非常配備体制をとった場合、現地警戒本部に医療班を設置するとともに、同班に医療機関等の関係者からなる医療チーム及び地 護チーム等を配置し、原子力災害時において、被ばく及びそのおそれがある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、治療等の原子力災害医療活動を実施するための準備を行うものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。 なお、災害対策本部が設置された場合は、現地本部の医療班に移行するものとする。(2)~(3)(略)3 原子力災害医療活動等の実施(1)(略)4 原子力災害医療活動等の実施(1)(略)5 原子力災害医療活動等の実施(2)避難した住民等を除く。)に対して、避難と域時検査の実施医療チームは、OILに基づく避難等の指示を受けた住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)に対して、避難経路上の指定する場所に避難を行うものとする。自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず、車両の検査を行い、この結果が40,000cpm(角線)以下でない場合は、乗員の代表者に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して、検査を行う。 オ簡易除染の方法検査の結果、OIL4以下でない住民、40,000cpm(角線)以下でない車両及び携行物品には、脱衣や拭き取りなどにより、簡易除染を行う。簡易除染によってもOIL4以下にならない住民等は、原子力災害拠点病院等に搬送するとともに、40,000cpm(角線)以下でない車両等は、検査場所に一時保管する等の措置を行う。 (3)~(4)(略)第7節~第8節(略)第9節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策(1)~(5)(略)	原お時除と 原お時除と 原お時除と 原お時除と 原お時除と 原お時除み 子け検染表 力る査マニの 害難びュ統 時退簡アー に域易ル に域易ル
	(略) 刊添 $1 \sim 2$ (略)	
\(\(\alpha\) \(\alpha\) \(\alpha	71 m T □ (□□/	

現行	修正案	修正事由
《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について 第1章 総則 「第6節 原子力災害に至らない事故への対応」 平常時からの放射線監視体制や協定による対応 第2章 原子力災害事前対策 「第2節の5 泊発電所に関する安全確保」 平常時からの環境放射線モニタリングや協定による対応 モニタリング体制の強化、立入調査の実施 報道機関への情報提供等 (以下略) (以上)	《参 考》 災害対策本部等の設置及び配備体制について 第1章 総則	原子力規制庁組 織細則の改正